



LED照明器具導入支援

電気料金等の価格高騰に対し事業経費の軽減を図り経営改善につなげるため、区内の中小企業者に対してLED照明器具の導入経費の一部を補助します。

1 補助対象者

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること。
- (2) 区内に1年以上主たる事業所を有すること。
 - ・法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。
 - ・個人事業者は事業所所在地及び事業の実態が区内にあること。
- (3) 常時使用する従業員数が20人以下であること。
- (4) 特別区民税（法人は法人住民税）を滞納していないこと。
個人事業者のうち区民でないものは、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- (5) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業等を行っていないこと。

2 補助対象経費

- (1) LED照明器具本体購入費
- (2) LED照明器具設置に必要な部材購入費
- (3) 設置工事費（照明器具の設置作業に直接かかわるもの）
上記経費について、国・都・区等が実施する他の制度（補助金）の支援を受けていないこと。

3 補助対象外経費

- (1) コンセント設備等を使用する照明器具
- (2) 外壁等に設置されている広告板等
- (3) 既存の照明設備の撤去・処分に要する費用、運搬に係る費用
- (4) 経費が一式計上され、内容が不明確なもの
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 補助対象者本人が自ら設置工事を行う場合の設置工事費
- (7) 賃貸用等として補助対象者以外が使用する事務所等に設置するもの
例) 不動産賃貸業の賃貸物件への設置
- (8) 令和5年3月20日までに実績報告書の提出が見込めないもの
- (9) 交付決定時点において、契約金の支払い又は工事着手等がされているもの


3 補助金額


補助対象経費の4 / 5 上限150万円（千円未満切り捨て）


4 交付申請受付期間


令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）


ただし、補助金の実績報告を令和5年3月20日（月）までに提出できるもの

 (1) 交付申請 (申請者) ・「6 申請書類」を用意し、区に提出します。 郵送可


 (2) 交付決定 (区) ・申請内容を確認し、補助要件に合致した場合、区が交付決定通知書を発行します。(書類審査に1~2週間程度要します)
書類に不備等がある場合、追加書類を求める場合があります。

 (3) 契約・工事・支払い (申請者) ・交付決定通知書受理後、LED設置工事を実施します。
工事業者から、工事内容や安全性について十分な説明を受けてください。

 (4) 実績報告 (申請者) ・「実績報告書」及び必要書類を用意し区に提出します。
設置状況の確認のため、事業所を訪問する場合があります。

 (5) 額の確定 (区) ・報告書の内容を確認し、補助要件に合致した場合、区が額の確定通知書を発行します。(書類審査に1~2週間程度要します)

 (6) 請求書提出 (申請者) ・請求書及び口座振替依頼書を用意し、区に提出します。

 (7) 補助金交付 (区) ・請求書に基づき、補助金を指定の口座に振り込みます。
(入金まで1か月程度要します)

6 申請書類

- (1) 墨田区生産性向上等支援補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 法人の場合は履歴事項全部証明書の原本。個人事業者の場合は、墨田区で1年以上継続して事業を行っていることがわかる書類(開業届の写し、営業許可書の写し等)
- (3) 法人の場合は直近の確定申告書及び法人事業概況説明書の写し。個人事業者の場合は直近の確定申告書控と青色申告決算書又は収支内訳書の写し
- (4) 法人の場合は直近の法人都民税納税証明書の原本。個人事業者の場合は、前年度(令和3年度)の個人住民税納税(非課税)証明書
- (5) 誓約書(第2号様式)
- (6) 見積書(照明器具設置に要する経費の内訳を記載したもの)
- (7) 交換ランプ一覧表(第3号様式) 設置予定の機器の形状、規格等が分かるパンフレットやカタログ等の写しを添付
- (8) 建物全体の平面図(照明器具の種類と設置箇所を明示した物)
- (9) 設置工事着手前の現況カラー写真(建物の平面図と照合ができるもの)
- (10) 委任状(代理申請を行う場合)
- (11) その他区長が必要と認める書類

7 お問合せ・申請先

墨田区 産業観光部 経営支援課

所在地：墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6183